

桜川市長 様

桜川市高齢者あんしん通報システム事業利用同意書

利 用 者 住所

氏名

親族代表者 住所

氏名

桜川市高齢者あんしん通報システム事業実施要綱第6条の規定によりこのシステムを利用するに当たり、次に掲げる事項について同意します。

記

- 1 桜川市高齢者あんしん通報システム事業実施要綱の規定を遵守し、借用すること。
- 2 申請書に記載した個人情報について、桜川市高齢者あんしん通報システム事業の実施に必要な限度において、消防機関、委託事業者その他の関係者に提供すること。
- 3 緊急通報を発し、コールセンターからの様態確認電話に応答しないときは、敷地内及び住居内への立入を認めること。
- 4 緊急通報を発し、消防機関等が住居内へ立入る際、住宅等の一部に破損が生じても修復の責任を問わないこと。
- 5 貸与された緊急通報機器等を本人の責による故障、紛失したときは、利用者の実費負担とすること。
- 6 緊急通報機器一式を設置する際、壁や天井などに穴を開ける場合があること。
- 7 本事業を廃止するときは、速やかに緊急通報機器等を市へ返還すること。
- 8 申請書の内容に変更があったときは、速やかに届け出ること。
- 9 この機器の接続回線であるNTTアナログ回線以外の回線を使用したとき、停電等により緊急通報が繋がらない危険性があることを了承すること。
- 10 緊急時に、NTTアナログ回線以外の回線を使用したときは、桜川市高齢者あんしん通報システムによる通報ができない等の問題が生じることがありますが、事業実施者である桜川市に対し一切の責任は問わないこと。
- 11 緊急通報機器等を使用したときに発生した通信料及び電気料は、利用者負担となること。